



—記者発表資料—

令和元年6月3日
日本下水道事業団

低入札価格調査基準の改定について

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び国土交通省の取り扱いに準じて、当事業団の工事及び調査・設計業務における低入札価格調査基準を以下のとおり改定します。

【改定内容】

1. 工事の低入札価格調査基準

<工事>

- ・低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ改定します。

2. 業務の低入札価格調査基準

<測量>

- ・低入札価格調査基準の範囲を0.60～0.80から0.60～0.82へ改定します。

<地質>

- ・低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の算入率を0.45から0.48へ改定します。

【実施時期】

令和元年6月1日以降に公告を行う入札から適用します。

【問い合わせ先】

日本下水道事業団

○事業統括部 事業課 架場

TEL 03-6361-7830

○経営企画部 企画・コンプライアンス課 有馬

TEL 03-6361-7811